

企 画 競 争 説 明 書

令和6年度（繰越）上信越高原国立公園

鹿沢インフォメーションセンター

展示コンテンツ等作成業務

環境省 信越自然環境事務所

令和6年度（繰越）上信越高原国立公園
鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務
に係る企画書募集要領

1 総則

令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添4「令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、8,000万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 信越自然環境事務所長から指名停止措置が講じられている期間中でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「公告・宣伝」、「調査・研究」、「ソフトウェア開発」、「情報処理」のいずれかにおいて、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (5) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 企画書募集に関する質問の受付及び回答

この企画競争説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

長野県長野市旭町1108（長野第一合同庁舎3階）
環境省信越自然環境事務所 総務課
TEL：026-231-6570
Email：NCO-NAGANO@env.go.jp

(2) 提出方法

持参又は電子メールによって提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、信越自然環境事務所総務課に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和7年8月7日（木）17時（持参の場合は12時～13時を除く。）

(4) 回答

令和7年8月11日（月）17時までに、信越自然環境事務所ホームページの本件公示ページに掲載する。

6 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（別添1）

- ① 企画書（添付資料を含めて綴じ込んだ1式）

② 経費内訳書

令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限

① 提出期限

令和7年9月1日（月）17時

② 企画書等の作成に関する問合せ先

5（1）に同じ

(3) 書面による提出の場合

① 提出部数

ア 6（1）① 1部

イ 6（1）② 1部

ウ 6（1）③ 1部

② 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

③ 提出場所

5（1）に同じ

(4) 電子による提出の場合

① 提出方法

電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、信越自然環境事務所総務課に提出した旨を連絡すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

② 提出場所

電子メールの場合：NCO-NAGANO@env. go. jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：5（1）に同じ

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 企画書等の提出にあわせて、令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

ウ 郵送する場合は、封書の表に「令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

エ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 1者当たり2件の企画を限度とし、2件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

キ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

ク 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ケ 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等

の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

コ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

7 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る（資格要件に係る提出書類及び）企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

8 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて令和7年9月9日（火）に企画提案会を開催する。開催する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、有効な企画書等を提出した者に対して、令和7年9月3日（水）12時までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

9 審査の実施

- (1) 審査は、「令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務の企画書審査の手順」（別添2）及び「令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。ただし、8の企画提案会を開催する場合は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

10 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、信越自然環境事務所との契約関係を生ずるものではない。

分任支出負担行為担当官である信越自然環境事務所長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。（参考の契約書（案）を参照）。

◎添付資料

- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 企画書等の提出について
- (別添2) 企画書等審査の手順
- (別添3) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添4) 業務の概要及び企画書作成事項
- (参考) 契約書（案）

質問書

業 務 名		
会 社 名		
住 所		
担 当 者	部署名：	氏 名：
担当者連絡先	TEL：	FAX：
	E-mail：	
質 問 事 項		

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添1)

令和 年 月 日

中部地方環境事務所
環境省信越自然環境所長 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

(押印不要)

令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター
展示コンテンツ等作成業務に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、企画書等の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 企画書
- 2 経費内訳書
- 3 会社概要等

(担当者等)

所属部署：

責任者名：

担当者名：

TEL/FAX：

E-mail：

(別添2)

令和6年度(繰越)上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター
展示コンテンツ等作成業務の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

信越自然環境事務所内に設置する「令和6年度(繰越)上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について、必要に応じて企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 信越自然環境事務所長

委員 国立公園企画官

自然環境整備課 滞在環境整備専門官

上信越高原国立公園管理事務所 国立公園管理官

(オブザーバー) 総務課 課長補佐

*委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和6年度(繰越)上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点	25点満点
・秀	5点	×2	×3	×4	×5
・優	4点				
・良	3点				
・準良	2点				
・可	1点				
・不可	0点				

(2) (1)の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を信越自然環境事務所長へ報告し、信越自然環境事務所長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

(別添3)

令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター
展示コンテンツ等作成業務
に関する企画書等審査基準及び採点表

審査項目		審査基準	配点	採点	備考
1	提案事項	実施方針の妥当性	25点	点	
		実施内容の提案1の適切性	25点	点	
		実施方法の提案2の適切性	25点	点	
		独自の提案事項の適切性	10点	点	
		実施工程の妥当性	10点	点	
2	実施体制	管理責任者の能力、実績等	15点	点	
		調査従事者の配置、役割分担、能力等	15点	点	
		利用できる設備、システム等の適合性	5点	点	
		外部協力者、ネットワーク等の適切性	10点	点	
3	業務実績	過去5年間の類似調査業務の実績 (1件1点 最大10点)	10点	点	
		うち官公庁受注実績 (1件1点 最大10点)	10点	点	
4	見積価格積算内訳	提案内容等に応じた価格の妥当性	10点	点	
		積算内訳の妥当性	5点	点	
5	説明能力	企画提案会における説明能力等	15点	点	
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5点	点	
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	5点	点	

		○ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点			
		合 計	<u>200</u> 点	点	

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合	20点満点の場合	25点満点の場合
・秀	5点				
・優	4点				
・良	3点	×2	×3	×4	×5
・準良	2点				
・可	1点				
・不可	0点				

(別添4)

「業務の概要及び企画書作成事項」の内容について

「業務の概要及び企画書作成事項」は、次の項目立てにより、「業務の概要及び企画書作成事項」を作成する。

1 業務の目的

平成15年、上信越高原国立公園鹿沢園地に整備された鹿沢インフォメーションセンター（以下、「鹿沢IC」という。）は、浅間山、四阿山、草津白根山に囲まれた標高約1400mに位置する高原地帯にあり、都心からも日帰り可能な距離にある。周辺にはキャンプ場や溪流沿いの散策路、野草園、休暇村嬬恋鹿沢などの利用施設が点在し、約20haに渡る園地全体で自然観察などを体験することができ、鹿沢ICは自然情報の発信やキャンプ場の受付、自然活動の拠点施設などとして位置づけられている。

本業務は、鹿沢ICにおける展示の多言語化及び展示物の更新、外国人利用者の利便性向上、利用者の満足度向上、滞在環境の上質化などを行う業務である。

2 業務の骨子

(1) 鹿沢ICの展示コンセプト、情報発信プラン及び内装改修案の作成

鹿沢ICにおいて、来館者の興味を喚起するための展示コンセプト及び情報発信プランを作成する。

（実施要件）

- ・ 鹿沢園地及び湯ノ丸、高峰等周辺地域を利用する上で有益であること
- ・ 鹿沢ICの位置づけや来館者が求める情報を整理した上で作成すること
- ・ 来館者の利用動向を反映した内容とすること
- ・ 鹿沢ICでの複数の情報発信プランを盛り込み、それぞれターゲットとなる利用者層を設定すること
- ・ 湯ノ丸ビジターセンター及び高峰高原ビジターセンターと連携した情報発信プランを盛り込んだ内容であること
- ・ 展示コンテンツが固定化、陳腐化しないような内容であること
- ・ 来館者の滞在時間が延びる内容であること

(2) 上信越高原国立公園の情報を紹介するコンテンツの作成及び展示設備の設置

上信越高原国立公園を快適に利用できるようなコンテンツの作成及び展示設備の設置を行う。また、展示に合わせた内装の改修、家具、什器類も更新すること。なお、鹿沢ICの図面は別添（1）を参照すること。

（実施要件）

- ・ 展示設備はデジタル機器など設備の維持にコストがかかるものは想定していないが、使用する場合はランニングコストを削減する工夫をすること

- ・鹿沢園地及び周辺地域の四季、登山、動植物、キャンプ、地質、歴史・文化、自然保護の取り組みについての情報を含むコンテンツであること
- ・ワークショップなどイベント時に活用できるスペースを設置すること
- ・屋内だけではなく、テラスや廊下、ホール入口、ブリッジなども活用すること
- ・鹿沢 IC からフィールドへ足を運びたくなるような仕組みとすること
- ・展示設備の設置に伴う内装、壁、床等の付帯的な改修等を行うこととし、館内で滞在時間を増やすような設えとすること
- ・館内で飲食可能なスペースを設置すること
- ・必要な条件を整理したうえで、飲料等の提供スペースを設置すること
(ただし、食品衛生法に基づく営業許可が必要な物販は想定しておらず、自動販売機等による許可申請不要な範囲とすること。)
- ・設置する照明は LED 照明とすること
- ・訪日外国人の利用者に向けて、展示設備の全てを多言語化し、日本語・英語・中国語・韓国語等、可能な限り複数の言語に対応できる仕様とすること
- ・別添(2)の英語解説文を活用すること
- ・館内外で統一したサイン計画を作成し、誘導サインや館銘板等のサインを設置すること

【提案する上での留意点】

- ・多くの来館者が効果的に情報を得られるようなコンテンツを提案すること(専門的や限定的になりすぎない工夫をすること)
- ・コンテンツは固定化、陳腐化しないよう可変性、更新性が容易なものとする
- ・更新頻度の高い情報発信コンテンツについては、専門知識を有しない者が簡易に更新及び編集ができるものを提案すること
- ・極力メンテナンスコスト、ランニングコストがかからないよう配慮すること
- ・実物展示、体験型コンテンツなど、来館者を飽きさせない仕組みを提案すること
- ・付帯的な改修については、実施方法、実施箇所、デザイン等についても具体的に提案すること
- ・展示設備ごとの訴求ポイントやターゲット層を整理すること
- ・展示設備等の設置後のイメージについては、パース等により具体的に示すこと
- ・展示設備ごとの概算費用、維持管理費用、実施スケジュール等を示すこと
- ・オリジナリティを有する独自の提案を取り入れること

3 履行期限

契約締結の日から 2026(令和8)年3月23日(月)まで

4 成果物

紙媒体：報告書2部(A4版 200頁程度)

電子媒体：報告書及び調査結果の電子データを収納した DVD-R 2式

報告書等(業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。)及びその電子

データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：信越自然環境事務所

5 その他 ※上記以外に必要な内容を適宜項目とすること

(1) 環境省担当官との打合せ

環境省担当官との打合せを、業務開始時、報告書作成時に加え、業務進捗状況に応じて定期的に行うものとする。業務開始時は業務計画書案を作成提示すること。打合せ後は、速やかに打合せ記録簿等（いずれも様式不問）を作成し、環境省担当官の確認をとること。業務実施中は、打合せ以外に環境省担当官と綿密な連絡を取り、進捗を報告すること。なお、打合せについてはオンラインも可とするが、事前に環境省担当官の了承を得ることとし、オンラインの設定は請負者が行うこと。

(2) 関係者へのヒアリング

業務上必要に応じて自治体、関係者へのヒアリング等情報収集を行った上で業務を行うこと。なお、ヒアリングに伴い発生する費用については請負者が負担すること。

6 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、上信越高原国立公園における鹿沢 I C の役割として必要な条件を別紙様式 A に従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式 B に従い記述すること。

- ① 業務の骨子(1)に記述した展示コンセプト及び情報発信プランの作成方法について、具体的に提案すること。
- ② 業務の骨子(2)に記述したコンテンツ及び展示設備の内容を具体的に提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式 C に従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式 D-1 に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式 D-2 に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去 5 年間ににおける展示制作に関する業務の実績について、別紙様式 E に従い記述す

ること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式A)

業務に対する理解度

上信越高原国立公園における鹿沢 I C の役割として必要な条件をご提案ください。

(※) 本様式はA 4 版 2 枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1. 業務の骨子（1）の実施内容

展示コンセプト及び情報発信プランの作成方法について、具体的に提案すること。

2. 業務の骨子（2）の実施方法

コンテンツ及び展示設備の内容を具体的に提案してください。

注 本様式は全項目合計でA4版10枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 版 1 枚に記載すること。

業務実施体制（配置予定管理技術者）

管理技術者

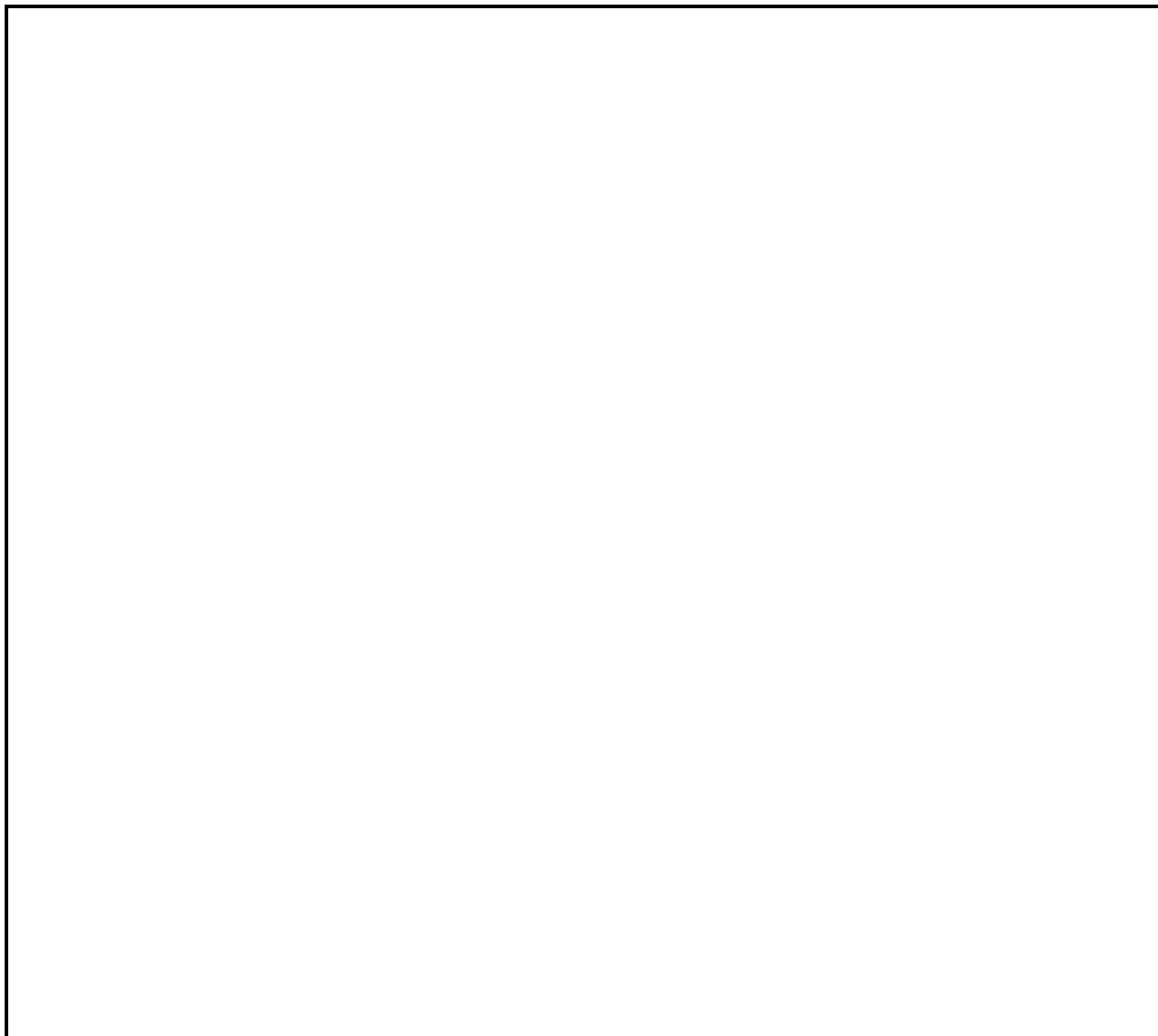
氏 名			生年月日		
所 属				経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数）	
役 職				年（ 年）	
学 歴 (卒業年次/学校種別/専攻)					
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）					
1)		年 月～		年 月（ 年 ヶ月）	
2)		年 月～		年 月（ 年 ヶ月）	
3)		年 月～		年 月（ 年 ヶ月）	
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数： 年 月 日現在 件）					
業 務 名	発 注 機 関		履 行 期 間		契 約 金 額
主な業務実績					
業務名			契約金額		
発注機関			履行期間		
○業務の概要					
保 有 資 格					
○主な資格（技術士など）					

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

(別紙様式D－2)

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）

A large empty rectangular box with a black border, intended for the user to describe the business implementation system, including the configuration and role division of business personnel.

注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間に於ける展示制作に於ける業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名 称、住 所)			
(受 託 企 業 名)			
(受 託 形 態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。



契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 松本 英昭（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）と「令和6年度（繰越）上信越高原国立公園鹿沢インフォメーションセンター展示コンテンツ等作成業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和8年3月23日

納入場所 信越自然環境事務所

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の制限）

第5条 乙は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日

から起算する。

（契約金額の支払い）

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（仕様書等の変更）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公

正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（担保責任）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。))をいう。)及び特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以下、「個人情報」という。))については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする(以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。))。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再受任者等による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

- 第 20 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

- 第 21 条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	長野県長野市旭町 1 1 0 8	長野第一合同庁舎
	氏 名	分任支出負担行為担当官	
		中部地方環境事務所	
		信越自然環境事務所長	松本 英昭
			

乙	住 所		
	氏 名		
			

英語解説文

管理番号	015	協議会名	環境省上信越高原国立公園管理事務所	
制作会社	エクスポート・ジャパン株式会社	ディレクター	竹内くるみ	
ライター	アレックス・フィッシャー	エディター	ブリタニー・パーティン	
コピーエディター	Catherine Turley	ブルーリーダー	Margaret Banin	

工程	執筆完了日	ファクトチェック 完了日	スタイルチェック 完了日	校閲完了日	仮納品完了日
日付	9/9	9/25	10/31	12/4	1/6

解説文一覧

採用 NO	タイトル	想定ワード数	想定媒体
015-001	鹿沢温泉の歴史/鹿沢温泉	251～500	看板
015-002	レンゲツツジ保護の歴史/湯の丸高原	251～500	看板
015-003	烏帽子火山群（地形）の成り立ち/鹿沢周辺	251～500	看板
015-004	「雪山賛歌」の発祥地/鹿沢周辺	251～500	看板

Kazawa Onsen

Kazawa Onsen is a naturally carbonated hot spring containing magnesium and sodium bicarbonate. Most onsen in Gunma Prefecture are simple hot springs that contain only trace minerals or are sulfate or chloride hot springs. Water flows from the source at 47.5 degrees Celsius and cools on its way to the surface, so there is no need to heat or cool the water before using it to fill the baths. The carbonated water is believed to aid circulation, stimulate the peripheral nervous system, and benefit the skin.

The Kazawa springs have long been known as a source of healing. One myth of the onsen's discovery dates to 650 and tells of villagers climbing up the mountains to investigate rising white smoke. There, Yakushi Nyorai, the Buddha of healing and medicine, manifested before them and hot water gushed forth from the ground. Another legend attributes the name "Kazawa" (meaning "deer stream") to a story of a wounded deer healed by the onsen's waters.

Minamoto no Yoritomo (1147–1199), founder of the Kamakura shogunate (1185–1333), ordered the construction of a hut at the hot spring while he was hunting in the area in 1193, but the first documented bathhouse was not established until 1562. Kazawa Onsen enjoyed great popularity throughout the Edo period (1603–1868), when it became a bustling town of inns and day-use facilities. By 1918, it had five public baths and welcomed around 5,000 visitors annually.

Disaster struck that same year. A great fire destroyed the town, with only Kōyōkan Inn left standing. Kōyōkan survives to this day, but the rest of the onsen facilities were rebuilt in a larger, flatter area. The first three inns of the new Kazawa Onsen opened the following year, in 1919.

The 100-Kannon Trail

Although the springs are located in Gunma Prefecture, they were historically popular with the residents of Tōmi, a city across the border in Nagano Prefecture. The 12-kilometer road from Tōmi to the old Kazawa Onsen is lined with 100 Kannon statues, evenly spaced 1 *chō* (approximately 109 meters) apart.

Kannon, also known as Avalokiteshvara in Sanskrit, is the bodhisattva of compassion, responsible for delivering sentient beings from suffering. The statues depict six incarnations of Kannon, each responsible for saving beings in one of Buddhism's six realms of existence. Most of the statues were created over a ten-year

period between 1864 and 1873. They are attributed to a single stonemason, Nakayama Kiun, but his daughter is said to have helped complete many of the statues after he fell ill in 1869.

While Kannon statues commonly line the routes to temples, it is unusual for them to mark the path to a hot spring. They were placed here to allow visitors on the road to the onsen to pray for safety on their journey. Of particular note are the first, fiftieth, eightieth, and one-hundredth statues. These statues are larger than the others and depict Nyoirin Kannon, Horse-Headed Kannon, Shō Kannon, and Thousand-Armed Kannon, respectively.

鹿沢温泉

鹿沢温泉は、マグネシウムと炭酸水素ナトリウムを含む天然炭酸温泉である。群馬県の温泉のほとんどは、微量のミネラルしか含まない単純温泉か、硫酸塩泉、塩化物泉のいずれかである。源泉から 47.5 度の熱水が湧き出ており、地表に到達するまでに冷えるため、浴槽に注ぐ前に加温・冷却する必要がない。炭酸水は、血行を促進し末梢神経を刺激するため、肌に良いとされている。

鹿沢温泉は、昔から癒しの湯として知られてきた。温泉発見の神話の一つは 650 年前にさかのぼり、白い煙が立ち上っているのを不審に思った村人たちが山を登ったところ、彼らの前に薬師如来が現れ、地面から熱湯が湧き出した。もう一つの伝説によると、「鹿沢」（「鹿の小川」の意）という名前は、温泉の湯で傷を癒した一匹の鹿に由来するという。

鎌倉幕府（1185 年～1333 年）の創始者である源頼朝（1147 年～1199 年）は、1193 年にこの地で狩りをしていた際に小屋を温泉に建てさせたが、文書で確認できる最初の浴場は 1562 年になってから初めて登場している。江戸時代（1603 年～1868 年）を通じて、鹿沢温泉は大変な人気を博し、旅館や日帰り入浴施設が建ち並び賑やかな町となった。1918 年には 5 つの共同浴場が設けられ、年間約 5,000 人の利用者があった。

その年、災害が襲った。大火災により町は全焼し、唯一残ったのは紅葉館だけだった。紅葉館は現在まで残っているが、他の温泉施設はより広くて平坦な地域に再建された。新しい鹿沢温泉の最初の 3 軒の旅館は、翌年の 1919 年に開業した。

百体観音の道

鹿沢温泉は群馬県にあるが、歴史的に特に長野県境の街、東御市の住民に人気があった。東御市から旧鹿沢温泉までの 12 キロの道路沿いには、1 町（約 109 メートル）間隔で 100 体の観音像が等間隔に並んでいる。

観音はサンスクリット語で Avalokiteshvara と呼ばれ、慈悲の菩薩として知られ、衆生を苦しみから救う役割を担っている。これらの像は観音の 6 つの化身を表しており、それぞれが仏教の 6 つの世界のうちの 1 つで衆生を救う役割を担っている。これらの像のほとんどは 1864 年から 1873 年の 10 年間にわたって作られた。それらの像は、石工の中山暉雲の作品とされているが、1869 年に彼が病に倒れた後は、娘が多く像の完成を手伝ったと言われている。

観音像は一般的に寺院への参道に並べられるが、温泉への道しるべとして設置されるのは珍しい。温泉への道を歩く人々の安全を祈願して、これらの像が置かれたのだ。特に注目すべきは、1 番目、先頭から 50 番目、80 番目、そして 100 番目の像である。これらの像は他の像よりも大きく、それぞれ如意輪観音、馬頭観音、聖観音、千手観音を表している。

Conservation of Japanese Azaleas in Yunomaru Highland

In the grasslands of Yunomaru Highland, human activity has created environments for many flora and fauna, including rare and endangered species. As people become more aware of the effects of climate change, it is easy to assume that all human activity leads to habitat loss and damage, but the full story is more complicated.

Yunomaru Highland was originally forested. Amid a boom in pastoral agriculture at the start of the twentieth century, much of the forest was felled to open up the land, where 300 horses, cattle, and sheep were then pastured. The gentle slopes were well suited to grazing livestock. However, Japanese azaleas (*rengetsutsuji*), like other members of the rhododendron family, are poisonous. The animals avoided eating the azaleas and instead ate other, competitor plants.

This led to the formation of widespread azalea groves that bloom reddish orange every year between mid-June and early July. Japanese azaleas have two to eight petals instead of the usual five and their vermilion color becomes more striking with altitude. The summit of Mt. Yunomaru (2,101 m) is the highest altitude at which the flowers can be found in central Japan, which brings additional attention to these groves as a sightseeing spot. At their most numerous, more than 900,000 bushes are thought to have been found across Yunomaru Highland. In 1956, the Japanese azalea was designated a protected species due to its number and distribution, the color of its flowers, and its relationship to the Yunomaru ecosystem.

Commercial grazing in the Yunomaru area went into decline beginning in 1975. The absence of grazing cattle allowed taller shrubs and trees to regrow, bringing about gradual reforestation. As the azaleas competed for sunlight in the rising forest, their number fell by 78 percent to roughly 200,000 plants.

Recognizing that the loss of the grasslands would lead to the disappearance of the protected azaleas, residents formed a volunteer association to help preserve them. Today, a team of around 30 volunteers, assisted by 30 cattle retained solely for conservation purposes, plays a vital role in preserving 272 hectares of grassland. The volunteers work to clear the area of larch, crab apple, and other tall plants, and the cattle graze on the rest. Azalea numbers are now closely monitored as part of an ongoing university study, and today more than 600,000 bushes can be found throughout Yunomaru Highland.

湯の丸高原におけるツツジの保護

湯の丸高原の草原では、人間の活動により、希少種や絶滅危惧種も含む多くの動植物が生息する環境が作り出されている。気候変動の影響がより強く意識されるようになった現在では、人間の活動はすべて生息地の損失や破壊につながると考えられがちだが、実際はもっと複雑な事情がある。

湯の丸高原はもともと森林地帯であった。20世紀初頭の牧畜農業ブームのあおりを受け、森林の多くが伐採され、土地が切り開かれて300頭の馬、牛、羊が放牧された。なだらかな傾斜は家畜の放牧に適していた。しかし、レンゲツツジは他のツツジ科の植物と同様に有毒である。動物たちはレンゲツツジを避け、代わりに他の競合植物を食べていた。

その結果、毎年6月中旬から7月初旬にかけて、赤みがかったオレンジ色の花を咲かせるレンゲツツジの群生地が広く形成されるようになった。レンゲツツジの花びらは通常の5枚ではなく2枚から8枚あり、標高が高くなるほど鮮やかな朱色になる。湯の丸山（2,101m）の山頂は、中部地方で標高が最も高いレンゲツツジの群生地であり、観光名所としてさらに注目を集めている。最も多く咲いていた時期には、90万本以上のツツジが湯の丸高原でみられた考えられている。1956年、レンゲツツジはその数と分布、花の色、そして湯の丸の生態系との関わりから、保護種に指定された。

1975年以降、湯の丸高原の商業的放牧は衰退の一途をたどった。牛の放牧がなくなったことで背の高い下草や樹木が再生し、徐々に森林化が進んだ。照葉樹林の増加に伴い、レンゲツツジは日光を求めて競い合うようになり、その数は78パーセント減の約20万本にまで減少した。

草原の消失が保護対象のツツジの消滅につながることを懸念した住民たちは、ツツジの保護を目的としたボランティア団体を結成した。現在では、保護目的のみで飼育されている30頭の牛の力も借りて、約30名のボランティアが272ヘクタールの草原の保護に重要な役割を果たしている。ボランティアたちは、カラムツやズミなどの背の高い植物を除去し、残りの部分を牛に食べさせる。現在、ツツジの数は大学の継続的な研究の一環として厳重に調査されており、60万本以上のツツジが湯の丸高原全体で見られるようになった。

Formation of the Eboshi Volcanic Group

The Eboshi Volcanic Group is a 22-kilometer-long chain of 19 inactive volcanoes near the border between Gunma and Nagano Prefectures. The geological legacy of this terrain includes hot springs and natural gas vents (fumaroles), rare flowers, and areas of rich black soil.

The Eboshi Volcanic Group lies on a lowland rift known as the Fossa Magna, which is Latin for “great crevasse.” The rift stretches from the Sea of Japan to the Pacific Ocean, and it was here that two different portions of the island of Honshu joined together. The movement of tectonic plates released magma from the Earth’s mantle, which created seafloor volcanoes throughout the Fossa Magna region. Further tectonic activity, together with eruptions from these volcanoes, eventually raised the underwater trench to mountainous land well above sea level.

Volcanic activity began in the Eboshi Volcanic Group area sometime between 1 million and 800,000 years ago. Mt. Eboshi, one of the oldest and westernmost volcanoes in the chain, was formed between 450,000 and 240,000 years ago. Because the sites of eruptions gradually shifted eastward, the volcanoes in this chain are progressively younger the farther east they are located. The youngest volcanoes, Mt. Higashikagonoto and Mt. Nishikagonoto, are thought to have formed less than 100,000 years ago. The magma pocket that formed the Eboshi Volcanic Group has since continued eastward to form the Asama Volcanic Group, which is still active.

The volcanoes in the Eboshi Volcanic Group are a mixture of stratovolcanoes and lava domes, and there is considerable diversity in their appearances. Stratovolcanoes, such as Mt. Eboshi and Mt. Mizunoto, feature steep, conical shapes formed through repeated eruptions of hot, quickly flowing lava. Lava domes, such as Mt. Yunomaru, are formed from a single, slow eruption of cooler, more viscous lava. Erosion has further shaped these volcanoes, causing sections to wear down and collapse. This has exposed different layers of igneous rock that resulted from the ways the mountains were formed.

The Benefits of Volcanic Soil

The Eboshi Volcanic Group area has rare alpine flowers seldom found elsewhere, including an abundance of speedwell (*gunbaizuru*) and lupine clover (*shajikusō*). The area also supports plants such as Japanese azalea (*rengetsutsuji*) and Japanese larch (*karamatsu*), Japan’s only coniferous plant to shed its leaves each year.

The land here is also characterized by its black soil. The soft, airy soil is formed from volcanic ash and is rich in organic material, but its properties do not allow crops to absorb phosphorus from it. Most people considered this soil unfit for agriculture until the twentieth century, when the component the plants were missing (phosphorus) was identified and supplied with phosphate fertilizer, unlocking the black soil's potential. The slightly acidic soil is rich in minerals that, along with the area's cooler temperatures, make it well suited to growing crops, such as potatoes, corn, and cabbage.

烏帽子火山群の成り立ち

烏帽子火山群は、群馬県と長野県の県境近くにある、22 キロメートルにわたって連なる 19 の休火山から形成されていて、温泉や天然ガス噴出孔（噴気孔）、珍しい花々、豊かな黒土の地域などの地質学的遺産を有している。

烏帽子火山群は、ラテン語で「大きな裂け目」を意味するフォッサマグナとして知られる低地の地溝上に位置している。この地溝は日本海から太平洋まで伸びており、本州の異なる 2 つの部分がここでつながった。プレートの移動により、地球のマントルからマグマが放出され、フォッサマグナ一帯に海底火山が形成された。さらに、この火山の噴火と地殻変動により、海底の溝は最終的に海拔を大きく上回る山岳地帯へと隆起した。

火山活動は、烏帽子火山群地域で 100 万年前から 80 万年前の間に始まった。この火山群の最も西に位置し、最も古い火山のひとつである烏帽子山は、45 万年前から 24 万年前の間に形成された。噴火の場所は徐々に東へと移動したため、この火山群の火山は、東へ行くほど形成された年代が新しい。最も新しい火山である東麓ノ登山と西麓ノ登山は、10 万年前に形成されたと考えられている。烏帽子火山群を形成したマグマ溜まりは、その後東に向かって移動し、現在も活動中の浅間火山群を形成した。

烏帽子火山群の火山は成層火山と溶岩ドームの混合であり、多様性に富んだ外観を形成している。烏帽子山や水ノ塔山などの成層火山は、高温で流れの速い溶岩が幾度も噴出して形成された急峻な円錐形をしている。湯の丸山のような溶岩ドームは、粘度が高く冷たい溶岩がゆっくりと一度だけ噴出して形成されている。浸食作用により、火山の一部は削り取られ崩壊することで、火山の形成過程で生じた火成岩の異なる層が露出する。

火山性土壌の恩恵

烏帽子火山群地域には、グンバイツルやシャジクソウなど、他ではあまり見られない珍しい高山植物が豊富に自生している。この地域には、レンゲツツジや日本唯一の毎年葉を落とす落葉針葉樹であるカラマツなどの植物も自生している。また、この地域の土地は、黒土で覆われていることも特徴の一つである。火山灰から形成されたこの柔らかく通気性の良い土壌は有機物に富んでいるが、その性質上作物がリンを吸収することができない。20 世紀になるまで、この土壌は農業には適さないと考えられていたが、植物に

不足していた成分（リン）が特定され、リン酸肥料が加えられるようになって、黒土の真価が発揮されるようになった。この弱酸性の土壌はミネラルが豊富で、この地域の気温が低いことも相まって、ジャガイモ、トウモロコシ、キャベツなどの作物の栽培に適している。

The Melody Line and the “Yukiyama Sanka” Folk Song

Vehicles driving downhill past the old Kazawa Onsen at around 40 kilometers per hour are likely to be filled with a familiar tune: “Oh My Darling, Clementine.”

This is the Melody Line, a “musical road” installed in 2010 on Prefectural Road 94. Musical roads use grooves on the road surface to produce sound when driven on at an appropriate speed. As of 2024, there are 38 musical roads across Japan, each with a unique song.

It may come as a surprise to hear the tune of an American folk ballad in the Japanese highlands. The melody itself predates the lyrics of “Oh My Darling, Clementine,” and is of unknown origin, but is believed to have its roots in an old Spanish ballad. The tune is well-known in Japan thanks to scientist and Antarctic explorer Nishibori Eizaburō (1903–1989).

Nishibori was a student at Kyoto Imperial University when he learned the melody of “Oh My Darling, Clementine” from his English professor. He was also in the university mountaineering club, and after an excursion in February 1927, he and three friends found themselves snowed in at Kōyōkan Inn at the old Kazawa Onsen. With input from his friends, Nishibori wrote Japanese lyrics for the tune, creating “Yukiyama Sanka” (Snow Mountain Anthem), a song about climbing snowy mountains. Despite its composer being unknown at the time, the song gained popularity both among student climbers of the mountaineering club and among people living in the Kazawa Onsen area.

Many years later, the Dark Ducks quartet propelled the song to nationwide fame. In 1950, Kisō Tetsu, one of the quartet’s members, went on a ski trip in the Shiga Highlands in Nagano Prefecture. He learned of “Yukiyama Sanka” from a bus conductor who was humming the song. In July 1958, the Dark Ducks featured the song on their debut album, *Picnic Songs*, and it was rereleased as a single the following year, in June 1959. Its place in the wider popular awareness was cemented in December the same year when the Dark Ducks performed “Yukiyama Sanka” on NHK’s nationally broadcast New Year’s Eve song contest.

Nishibori returned to Kōyōkan Inn several times. Around 1965, the innkeeper asked Nishibori to write down the lyrics to “Yukiyama Sanka,” which are still on display at the inn today. The following year, a bas-relief of Nishibori’s hand-written lyrics was installed at the old Kazawa Onsen to commemorate the song’s birthplace.

メロディーラインと民謡「雪山賛歌」

旧鹿沢温泉付近を時速 40 キロメートルほどで走る車からは、「オー・マイ・ダーリン・クレメンタイン」という聞き覚えのあるメロディーが聞こえてくる。

これは、2010 年に県道 94 号線に設置されたメロディーロードと呼ばれる、路面に刻まれた溝によって、一定の速度で走ると音楽が聞こえる道路である。2024 年現在、日本全国に 38 か所のメロディーロードがあり、それぞれ異なる楽曲が流れるようになっている。

日本の高原でアメリカのフォークバラードが流れると聞くと、驚く人もいるかもしれない。メロディ自体は「オー・マイ・ダーリン・クレメンタイン」の歌詞よりも前に作られていて、起源は不明だがスペインの古いバラードがルーツではないかと考えられている。このメロディは、科学者であり南極探検家でもあった西堀栄三郎（1903～1989）のおかげで、日本ではよく知られている。

西堀は京都帝国大学の学生だった頃、英語の教授から「オー・マイ・ダーリン・クレメンタイン」のメロディを教わった。また、大学山岳部に所属していた西堀は、1927 年 2 月の雪山登山の後、友人 3 人とともに旧鹿沢温泉の紅葉館に滞在することになった。西堀は友人たちの意見を参考にしながら日本語の歌詞を書き、雪山登山を歌った「雪山賛歌」が誕生した。作曲者は当時不明だったが、この歌は山岳部の学生登山家や鹿沢温泉地域の人々の間で人気を博した。

それから長い年月を経て、ダーク・ダックスというカルテットがこの歌を日本全国に広めた。1950 年、カルテットのメンバーの一人、喜早哲が長野県の志賀高原にスキー旅行に出かけた。そこで、バスの車掌が鼻歌で「雪山賛歌」を歌っているのを聞いて、この歌のことを知った。1958 年 7 月、ダーク・ダックスはデビューアルバム『ピクニック・ソング』でこの曲を取り上げ、翌 1959 年 6 月にはシングル盤として再リリースされた。この曲が広く知られるようになったのは、同年 12 月に NHK の紅白歌合戦でダーク・ダックスが「雪山賛歌」を披露したことがきっかけだった。

西堀氏はその後も紅葉館に何度も足を運んだ。1965 年頃、宿の主人は西堀氏に「雪山賛歌」の歌詞を書き留めてほしいと頼んだ。その歌詞は現在も紅葉館に展示されている。翌年には、この歌の生誕を記念して、西堀氏の直筆歌詞のレリーフが旧鹿沢温泉に設置された。